

新型コロナウイルス感染症
第16回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年5月1日(金)

1 開 会

2 議 題

- (1) 在宅勤務及び時差出勤の取り扱いの期間について【総務部】
 - 緊急事態宣言の終了まで取り扱いを継続

- (2) 老人いきいの家の休止期間の延長について【健康福祉部】
 - 現行の休止期限5月6日(祝・水)を6月1日(月)まで延期

- (3) 大型連休(5月2～6日)中の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の対応について【北区保健所】

- (4) 学童クラブ等における登室自粛期間の延長について【子ども未来部】

3 閉 会

大型連休（5/2～6）中の対応について

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症に関する大型連休中の相談窓口の開設状況について下記のとおりお知らせする。

2 開設日時等

| | 5月 | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | 2日 (土) | 3日 (日) | 4日 (祝日) | 5日 (祝日) | 6日 (祝日) |
| 東京都コールセンター | ● | ● | ● | ● | ● |
| 都区市合同相談センター（一般） | ● | ● | ● | ● | ● |
| 区電話相談センター（医療機関専用） | - | - | ● | ● | ● |
| 新型コロナ外来 | ● | - | ● | ● | ● |
| 北区PCR検査センター | - | - | ● | ● | ● |
| 休日応急診療所 | - | ● | ● | ● | ● |

※「●」：実施、「-」：未実施

東京都コールセンター Tel.0570-550-571（午前9時から午後10時）

都区市合同相談センター Tel.03-5320-4592（24時間）

新型コロナ外来 開設確認済み

北区PCR検査センター 休日応急診療所からの紹介のみ対応

休日応急診療所 午前10時から午後10時

なお、届出患者の入院医療調整及び積極的疫学調査・集団発生対策については、保健所に必要な職員を配置し、平日同様に実施する。

令和2年4月28日

学童クラブをご利用の保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局
子ども未来部子どもわくわく課長
氏 江 章

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北区では、国の緊急事態宣言や東京都知事の要請を踏まえ、北区における学童クラブの対応について、5月6日までの期間、より一層の登室の自粛をお願いしたうえで、その規模を縮小して運営しているところです。

この度、5月7日、8日の北区立小学校の臨時休業が決定いたしましたので、学童クラブを下記のとおり実施いたします。

引き続き感染の防止のため、受け入れ対象となる児童以外の登室を控えていただくことをお願いいたします。

なお、今後、緊急事態宣言の動向や東京都知事から新たな要請等があり、変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 緊急事態宣言を踏まえた対応の延長期間

令和2年5月7日（木）から5月9日（土）まで

- 5月7日、8日の預かり時間は、これまでの学童クラブでの学校臨時休業の際の時間と同様です。
- 5月7日から9日までの期間、学童クラブをご利用になる場合は、別紙「緊急事態宣言に伴う学童クラブ・放課後子ども教室利用申出書」の提出をお願いします。内容を確認のうえ、学童クラブ室にて預かりを行います。既に4月に「緊急事態宣言に伴う学童クラブ・放課後子ども教室利用申出書」を提出されている方は、事前に追加で利用する日程を各学童クラブの担当者までご連絡ください。
- 5月11日（月）以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

2 受け入れ対象となる児童

（1）保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に育成等を行うものがない児童

例）医療、交通、金融、社会福祉、行政機関、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの

(2) 緊急事態宣言後においても、引き続き育成等が行えない特段の事情がある方で、他に育成等を行うものがない児童
例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など

3 育成料の取り扱いについて

5月分の育成料は出席状況に応じて日割り計算とします。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL:https://www.city.kita.tokyo.jp/k-wakuwaku/kosodatekyoiku/plan/gakudo/gakudou_korona.html

• おやつ代は1日でも利用した場合には、全額お支払いいただく予定です。

4 育児休業中の方の職場復帰期限について

育児休業中の方の職場復帰期限を7月1日まで延長します（本来の職場復帰期限は5月1日です）。

5 月に1日も登室がなかった場合の取り扱いについて

区が登室自粛を要請していることから、5月中に1日も登室がなかった場合でも、欠席扱いにはなりません。（学童クラブ利用承認の取り消しにはなりません。）

6 利用にあたっての注意事項

- 利用にあたっては、利用日、利用時間についても、必要最小限の日数と時間になるようご協力ください。
- 登室前に、家庭で健康チェックを行ってください。毎朝検温を実施し、健康チェックカードに記入してお子さんに持たせてください。なお発熱、風邪症状があるときは利用できません。また、マスクの着用をお願いします。
- 通常の運営内容と異なり、原則として行事等は実施せず、活動等を制限しての育成となることをご了承ください。
- 登室時の健康確認と利用中の健康確認、手洗いの励行、定期的な施設内の消毒、換気等を行います。限られたスペースでの集団行動になることをご了承いただき、最小限の利用をお願いします。

【お問合せ先】 子どもわくわく課 直通 03-3908-9361

令和2年4月28日

学童クラブ特例利用
学童クラブ待機児童特例利用
やむを得ない事情による預かり利用 保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局
子ども未来部子どもわくわく課長
氏 江 章

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北区では、国の緊急事態宣言や東京都知事の要請を踏まえ、北区における学童クラブ特例利用等の対応について、5月6日までの期間、より一層の登室の自粛をお願いしたうえで、その規模を縮小して運営しているところです。

この度、5月7日、8日の北区立小学校の臨時休業が決定いたしましたので、学童クラブ特例利用等を下記のとおり実施いたします。

引き続き感染の防止のため、受け入れ対象となる児童以外の登室を控えていただくことをお願いいたします。

なお、今後、緊急事態宣言の動向や東京都知事から新たな要請等があり、変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 緊急事態宣言を踏まえた対応の延長期間

令和2年5月7日（木）から5月9日（土）まで

・5月7日、8日の預かり時間は、これまでの学童クラブ特例利用・待機児童特例利用・やむを得ない事情による預かりでの学校臨時休業の際の時間と同様です。

・5月7日から9日までの期間、ご利用になる場合は、別紙「緊急事態宣言に伴う学童クラブ・放課後子ども教室利用申出書」の提出をお願いします。内容を確認のうえ、放課後子ども教室にて預かりを行います。既に4月に「緊急事態宣言に伴う学童クラブ・放課後子ども教室利用申出書」を提出されている方は、事前に追加で利用する日程を各放課後子ども教室の担当者までご連絡ください。

※王子第一小学校のお子さんについては、豊島児童館（電話 3911-9481）で受け入れを行います。

・5月11日（月）以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

2 受け入れ対象となる児童

（1）保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に育成等を行うものがいない児童

例）医療、交通、金融、社会福祉、行政機関、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの

（2）緊急事態宣言後においても、引き続き育成等が行えない特段の事情がある方で、他に育成等を行うものがいない児童

例）保護者の病気・けが、ひとり親家庭など

3 利用にあたっての注意事項

- ・利用にあたっては、利用日、利用時間についても、必要最小限の日数と時間になるようご協力ください。
- ・登室前に、家庭で健康チェックを行ってください。毎朝検温を実施し、健康チェックカードに記入してお子さんに持たせてください。なお発熱、風邪症状があるときは利用できません。また、マスクの着用をお願いします。
- ・通常の運営内容と異なり、原則として行事等は実施せず、活動等を制限しての育成となることをご了承ください。
- ・登室時の健康確認と利用中の健康確認、手洗いの励行、定期的な施設内の消毒、換気等を行います。限られたスペースでの集団行動になることをご了承いただき、最小限の利用をお願いします。

【お問合せ先】 子どもわくわく課 直通 03-3908-9361